明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○クラスター弾に関する条約（五）　二
〔告　示〕
○クラスター弾に関する条約の効力発生に関する件（外務三二九）　六
〔官庁報告〕
官庁事項
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示について（金融庁）　六
国家試験
介護福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　四
介護福祉士試験委員の公告（同）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　七
裁判所
公示催告、除権決定、破産、免責、再生関係　二九
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士登録者、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、入札関係　五七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六二
会社その他
会社決算公告　六五

本号で公布された法令のあらまし

◇クラスター弾に関する条約（条約第五号）（外務省）

この条約は、クラスター弾の使用、生産、保有、移譲等の禁止及びその廃棄等を義務付けるとともに、国際的な協力の枠組みの構築等について規定するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　締約国は、いかなる場合にも、⑴クラスター弾を使用しないこと、⑵クラスター弾を開発し、生産し、生産以外の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し、又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲しないこと、⑶この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し、又は勧誘しないことを約束する。（第一条関係）

2　「クラスター弾」とは、それぞれの重量が二〇キログラム未満の爆発性の子弾を散布し、又は投下するように設計された通常の弾薬であって、これらの爆発性の子弾を内蔵するものをいう。ただし、⑴内蔵されている子弾の数が一〇未満であること、⑵各子弾の重量が四キログラムを超えていること、⑶各子弾が単一の攻撃目標を探知し、及び攻撃するように設計されていること、⑷各子弾が電子式の自己破壊装置及び自己不活性化機能を備えていることとのすべての特性を有するもの等は除く。（第二条関係）

3　締約国は、自国の管轄及び管理の下にあるすべてのクラスター弾につき、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも八年以内に廃棄することを約束する。（第三条関係）

4　締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物につき、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも一〇年以内に除去し、及び廃棄することを約束する。（第四条関係）

5　締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に所在するクラスター弾による被害者に対し、年齢及び性別に配慮した援助を適切に提供する。（第五条関係）

6　援助を提供することのできる締約国は、クラスター弾によって影響を受けた締約国に対し、この条約に基づく義務が履行されるようにするための技術的、物的及び財政的援助を提供する。（第六条関係）

7　締約国は、条約上の義務の履行の状況につき、国連事務総長に対し、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも一八〇日以内に報告し、その後も、毎年更新の上報告する。（第七条関係）

8　締約国は、他の締約国によるこの条約の遵守に関連する問題を解決するため、当該他の締約国に対し、国連事務総長を通じて説明を行うよう要請することができ、回答が得られなかった場合等には、締約国会議に当該問題を付託することができる。（第八条関係）

9　締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であって、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し、及び抑止するため、立法上、行政上その他のこの条約を実施するためのあらゆる適当な措置をとる。（第九条関係）

10　この条約の解釈等に関して紛争が生ずる場合には、関係締約国は、交渉又は国際司法裁判所への付託その他の平和的手段によって紛争を速やかに解決するため、協議する。（第一〇条関係）

11　締約国会議は、この条約が効力を生じた後第一回検討会議が開催されるまでの間は毎年開催され、この条約の適用又は実施に関する問題について検討を行う。検討会議は、この条約が効力を生じた後五年後等に開催され、この条約の運用及び締結状況並びに締約国会議を更に開催する必要性の検討等を行う。（第一一条及び第一二条関係）

12　締約国会議等の費用については、締約国及びこれらの会議に参加する非締約国が負担する。（第一四条関係）

13　この条約は、三〇番目の批准書等が寄託された月の後六番目の月の初日に効力を生ずる。（第一七条関係）

14　この条約の規定については、留保を付することができない。（第一九条関係）